

地方行政委員会議録第三十六号

昭和三十一年四月十三日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君
理事 永田 亮一君 理事 吉田 重延君
理事 中井 徳次郎君

唐澤 俊樹君 木崎 茂男君
額 彌三君 櫻内 義雄君
渡海 元三郎君 中嶋 太郎君
灘尾 弘吉君 丹羽 兵助君
堀内 一雄君 山崎 巖君

山中 貞則君 加賀田 進君
川村 繼義君 五島 虎雄君
坂本 泰良君 櫻井 奎夫君
西村 彰一君 門司 亮君

出席國務大臣 太田 正孝君
出席府政委員 鈴木 俊一君

自治庁次長 鈴木 俊一君
総理事務官(自治庁) 小林 興三君
治庁行政部長 小森 三三君
総理事務官(自治庁) 後藤 博君
治庁財政部長 後藤 博君

委員外の出席者
総理事務官(自治庁) 柴田 護君
部財政課長 柴田 護君
専門員 円地 与四松君

四月十三日
委員坂本泰良君辞任につき、その補
欠として原藤君が議長の名で委員
に選任された。

本日の会議に付した案件

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十六号 昭和三十一年四月十三日

地方交付税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五〇号)

地方財政の再建等のための公共事業
に係る国庫負担等の臨時特例に關す
る法律案(内閣提出第八一號)

地方財政法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇八号)

○大矢委員長 これより会議を開き
ます。

地方交付税法の一部を改正する法律
案、地方財政の再建等のための公共事
業に係る国庫負担等の臨時特例に關す
る法律案及び地方財政法等の一部を改
正する法律案の各案を一括議題として
質疑を行います。

この際太田國務大臣から発言を求め
られております。これを許します。

○太田國務大臣 昨日中井委員から御
質問がございました。その趣旨はこう
いうように了解しておりました。定期
昇給及び昇格を実施していない地方団
体がきわめて多いが、昭和三十一年度
方財政計画につきましては、給与費に
おいて大幅な是正が行われ、昇給財源
も十分見込まれているので、政府はこ
のようなゆがんだ姿を昭和三十一年度
において解消するよう、積極的に指示
すべきであると思っております。こうい
うように存じます。三十年度の問題に
つきましては、私の御答申申し上げた
あとで、財政部長からその状況を御説
明申し上げます。今の御質問に対して
お答えいたします。

地方公務員の定期昇給及び昇格の取
給を実施いたしております。

扱いは、現行法制上におきましては、
地方団体の条例で定めることとされて
いることは申すまでもございませぬ。
いわゆる定期昇給及び昇格が、条例定
数及び予算の範囲内で、かつ勤務成績
の不良であるものは除外するという基
本原則のもとにおいて規定通り行われ
べきことは、政府としてももちろん期待
するところでございます。御指摘の通
り昨年度におきましては、昇給を十分
行なっていない地方団体も遺憾ながら
相当数にわたっていたのでございませ
ぬが、その後年末における財源措置等
によって、政府委員から説明いたしま
したように、その状況は相当改善され
ております。また昭和三十一年度の地
方財政計画におきましては、給与実態
調査を基礎として、国家公務員の給与
単価に準じて給与費を是正し、これを
基礎として国家公務員並みの定期昇給
を実施できるよう措置せられておるの
で、この状態はさらに改善の度を進め
ると考へるのであります。政府として
は御趣旨を十分尊重の上、指導に遺憾
なきを期したいと考へておるのでござ
います。またこの御趣旨につきまして
は関係方面に通知を出すことにいたし
ます。

○後藤府政委員 昨日申し上げました
給与の昇給、昇格の実施状況、三十年
度分でありまして、申し上げますと、
一月になりまして、一月分はやらない
ところと不明なところと合せまして五
県くらい、ですからそれ以外の県は昇
給を実施いたしております。

○中井委員 今承りますと、大臣の
お話で大体了解はできるわけですが、
最後に関係方面に通知するということ
でございまして、関係方面と言われま
すと関係の府県、市町村、そういう自
治体の理事者に通知を正式にお出しに
なるのであるか、その点を一点念のた
めにお伺いいたしておきますことと、
それから今の後藤君の御答申でござい
ますが、一月には五県くらいを残して
やっておるというが、それは過去のた
とえば昇給ストップとか昇格というも
のを全部一月において整理をしてし
まったのであるか、その辺のところを
はっきり承わっておきたいのであり
ます。

○鈴木(後)政府委員 ただいま大臣が
御答申申し上げました趣旨は、お話を
ごとく都道府県、市町村に通知をいた
す予定でございまして、
○後藤府政委員 今申しました一月の
昇給分は、県によりまして、過去の分
まであわせてやりましたところとそうでな
いところ、それから条例を改正して昇
給期間の延伸をはかったところ、それ
からある程度の全体のパーセントをき
めてやりましたところ、そういうものがご
ざいます。

○中井委員 今の後藤君の御答申で
す。ちょっと表に作って出すというの
は、あるいは少し技術的に困難な面が
あるかもしれないが、できれば一覽
表にでもして、この委員会にお出しを
いただきたいということをお願いいた
しておきます。

それから府県、市町村に対して通知
をお出しになることとありますが、
この問題は、御案内の通り数日前か
ら、全国から地方公務員が大ぜい出か
けて、私も陳情を受けております。
そういう意味からいまして、私はこ
れはできるだけ早期にお願いをいたす
べき筋合いのものであらうと思いま
すし、またできれば、そういう基本的な
勤労者の権利でございまして、基
本的なこととして十分な力強い勧告の
内容にしたいと、かように私
は希望いたしておるものであります
が、その点について、時期等につい
て一つ御回答をお願いいたしたいと思
います。

○小林(後)政府委員 ただいまの全国
都道府県並びに都道府県を通じて市町
村に出す通知につきましては、できる
だけ早く、できたら、きょうじゅうに
でも出したいと思っております。それ
で自治庁として許される限度で、御趣
旨に沿うような趣旨で通知を出したい
と考へております。

○大矢委員長 よろしゅうございま
すか。

○中井委員 それじゃ一応今の問題に
ついては……

○大矢委員長 ちょっと私から聞きま
すが、人事委員会は各府県で大体直接
選挙で独立しておるような格好ですが、
特に関係の深い各府県の人事委員会
に、そういう政府の方針を通過する御
意思があるかどうか。

○小林(後)政府委員 通知は知事の方

と人事委員会の両方へ出したいと思ひます。
○大矢委員長 それじゃよろしゅうございませう。
質問は通告順によつてこれを許します。川村君。

○川村(總)委員 大臣にお尋ねしておきたいと思つたのですが、実は一昨日の委員会でお尋ねしたと思つておりましたが、大臣が途中でどこかへおいでになりましたので、お聞きすることができませんでした。それは今議題になつております地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案と直接は関係ないと思ひますけれども、やはり地方の負担になつていくのじゃないかというおそれを非常に持つておりますので、この前からお聞きしているわけです。内容については次長及び財政部長からいろいろお聞きいたしました。また私としてはどうしても納得のできない点がありますからお聞きするわけです。

それは大臣も御承知だと思ひます。が、本年度政府の一つの重要施策として、農山漁村の建設総合対策というのが立てられておらずであります。その中で、新農村建設という名目で国から補助をして、この目的を達したいというふうな問題があるわけですが、私の知るところでは、何べんも申し上げましてくどくど申し上げますけれども、大体次のようになっておるようでありませう。すなわち全国の市町村に年次別に計画を及ぼすという構想のもとに、本年度は全国市町村の中から五百町村だけ指定いたしました。これに補助を出して、今申し上げます新農村の建設をやらう。この五百町村の指定にはいろいろ

方法が考えられておると思ひますが、財政面でありませう。つまり指定された町村には、完成年度を二カ年と見て、一千万円を予定する。本年はとりあえず六百五十万円というところで考えておるようであります。ところがこの補助率は大体三割から五割というところで、平均四割と見ておるようでありませう。そうすると、指定された一町村の補助金は、四割といたしまして二百六十万円という国から補助が行く。ところがそうなりますと、残りの三百九十万程度のものは、その指定された町村が負担しなければならぬ、こういう結果になると思つたのです。ところがこれは財政計画の面ではもちろん考えられておられないし、本年度はこれが五百町村でありませうけれども、全国の市町村に及ぼさうということでありませうから、当然われわれとしては問題として考えなければならぬ、こういうふうな考えをわけです。これについて市町村が負担する財政関係がどういふうになつていくのか、この前の次長及び財政部長のお答えでは、この補助対象は農村あるいは漁村の団体で、農業団体であるから、直接市町村は負担しないというふうな意味の御見解がありませう。私としては、私はどうしてもそのまゝ受け取りにくいのです。大臣としては、閣議でもいろいろの決定された問題でもありませうから、大臣のそれらについての御見解をどくと承つておきたいと思ひます。

○太田國務大臣 川村委員にお答え申し上げます。御指摘の農山漁村建設総合事業費補助金は、その十分の四に当たる十三億を国費で出すことになつております。残りの十分の六の問題でござ

います。事務当局から申し上げました通り、農業団体等においてこれを出すことになつておられますので、町村関係としてはこれを負担しない、こういうことになつておるのでございませう。

○川村(總)委員 大臣の今のお答えは、次長及び財政部長のお答えのお言葉と同じなんですけれども、農業団体が負担するお言葉でも、果して実際そういうことになるといふか、一体農業団体といつていろいろありませうけれども、かりに農業協同組合にそういう負担ができるのかというところ、おそれる私には不可能じゃないかと考へるわけです。特に今大臣、及び先日次長からもそういうお話がありましたけれども、農林省が説明いたしております説明の内容から見ると、やはり私が申し上げておるような疑念がどうしても去らない。農林省の説明いたしております言葉の中に、前文を略して申し上げますと、市町村の樹立する振興計画に基づいて、年次を追つてその達成をはかること云々、そうして助成をやる、こういう書いてあるのです。この前申し上げましたように、かりに青年団なら青年団——何かしらん、ちよつと仄聞するところでは、計画の懸賞募集をやって、これを指定しようというふうなこともある。まさかそんな子供だましのようなことはなさらないと思つたが、そういうことをやつた場合に、ある青年団が指定された場合には、決して青年団は負担はできないわけですか。また農業協同組合が負担するということになりませう。これはそのまま農業団体が負担するからということに納得はできません。当然これは市町村にかぶつて

いくのではないかと、そういうことは長官としてもしつかり把握ができるのではないかと、こう私は思つたのです。確かにそういうふうな市町村には全然負担がないのか、どうも私としてはその点納得参りませうがね。

○太田國務大臣 この振興計画の実行につきましては、いろいろの経過をたどりまして、四月六日の閣議におきまして新農山村建設総合計画の要綱をきめたのでございませう。その振興計画の趣意は、農山漁村に関する生産設備の整備、農林漁業の経営の改善及び技術の改良、農山漁村民の生活の改善及び農林水産物の生産及び販賣の調整等について、これらが相互に有機的に関連を持ちつつ総合的な効果を上げるよう樹立すること、こういうことになつておりますので、相当農林漁業関係のお方々に利益と申しますか、有利になつて参りますので、こういう意味から申しましても、団体の費用にこそはなつても、市町村が負担するということにはならないのでございませう。六割の団体負担のうちでも四割が融資で、二割が地元の負担になつております。さう御了承願ひたいと思ひます。

○川村(總)委員 今の御答弁で相当はつきりしてきたように思ひますけれども、せつかく本年度は大臣が苦勞なされて財政計画を立てなされた、しかしこういうふうな事態が一応閣議決定ということでございませう。実際それが施行される場合には、思わざる負担を市町村にかぶせていかならば、とんでもないことになる。せつかく当委員会でも地方財政の打開のために、長い間努力せられたことが

水泡に帰するのではないかと、こういう心配をするわけです。先には消防団員のおあひう法律案がございまして、四千万円というふうなことがございまして、飛び出してくるというふうなことがあつたりいたしまして、非常に残念に思つたやうなことがあつたのでございませう。ただこういうふうな問題を政府として今農山村計画に手を打つて、あるいは失礼な言葉かもしれませんが、一つ一つの選挙対策みたいな考え方で、こういうことをただおやりになつて、それが地方財政の負担にはね返つていくやうな事態ができては、大へんなことなるのじゃないかと思つたのでございませう。もしも将来そういうことが起きた場合には、五百町村というものが指定されましようが、起きた場合には大臣としてはどういふふうに対策を立てていかれるおつもりか、その辺も一つあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○太田國務大臣 御忠告また御心配の点につきましては、私も深く心に刻んでおきます。万々そんなことのないやうに善処していきたい、また指導していきたい、かように考へております。

○中井委員 私はきょうはちよつと特殊なことであつてお尋ねしますが、その前に今の川村さんの御質問に関連してですが、後藤君もまた今大臣も、地元負担の関連におきまして、市町村には——特に町村であります、ほとんど負担がかからないというふうな案にお尋ねになつておると思つたが、現実に私は非常にかかつてくるやうに思つてならないのです。今のように技術の改善といふことになりませうと、やはり道を直すとか排水をどうこうする

水配をするわけではないか、こういう心配をするわけです。先には消防団員のおあひう法律案がございまして、四千万円というふうなことがございまして、飛び出してくるというふうなことがあつたりいたしまして、非常に残念に思つたやうなことがあつたのでございませう。ただこういうふうな問題を政府として今農山村計画に手を打つて、あるいは失礼な言葉かもしれませんが、一つ一つの選挙対策みたいな考え方で、こういうことをただおやりになつて、それが地方財政の負担にはね返つていくやうな事態ができては、大へんなことなるのじゃないかと思つたのでございませう。もしも将来そういうことが起きた場合には、五百町村というものが指定されましようが、起きた場合には大臣としてはどういふふうに対策を立てていかれるおつもりか、その辺も一つあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ということになりますと、一つの部落について考えてみましても、だれがそれを負担するかということがはっきりわからぬ面が必ず出て参ります。そういう場合にはこれまでの長年のしきたりで、やはり町村にそれがかぶさってくる。この点は自治庁が——農林省が予算をとったときに抜かすややはり自治庁もこれは地元負担にあると五分や一割は市町村にかかるということとで財源をとってもらいたかった、こういう意味で尋ねておるといふふうにもとれたものですから、この点一言申し上げておきます。

それからこれはちょっと緊急なことなんです、実は福岡県におきましては県会が非常に理事者と対立いたしまして、この三月三十一日に流れてしまいました。そうしてすべての議案が流れてしまいました。県知事は予算なんか強制的に専決処分か何かでやっておる。それに関連しまして、九州地方では四月一日から俗に言う宝くじを發行しておるそうでもあります。この宝くじはおそらく自治庁の認可を必要とされるのでありましようし、また県の内部においては県会の議決を必要とする。そうでなければ私は無効であるのではないかと思ひます。有価証券みたいなものでありますから、現地におきましてはこの点について、非常に法制的な疑問が巻き起つておる様に私はけさ承ったのであります。これについて自治庁側の見解を伺つて、そうして現地の紛争の調停の資料にしたい、かように存じて私はお尋ねするのであります。これはどうでございますか。

福岡県単独ではなくて、九州全体としてやっておるようであります。それ

れはどういう組合でやっておるのであるか、その法制的な組み立てはどうか、その場合に福岡県の知事はどういふ関係にあるか、これをちょっと御回答願ひたいと思ひます。

○木田国務大臣 第一の問題につきましては、地方市町村の負担にならないように十分注意申し上げます。

第二の福岡の問題につきましては、財政部長よりお答えいたさせます。

○後藤政府委員 福岡の宝くじの問題であります。私どもの方針としては、ましては、各県別にやるのを建前にいたしております。しかし小さい県でやりますと、賞金の額が非常に小さくなつて参ります。そうすると売れ行きに非常に影響がございまして、各府県からの要望でもってプロック別にやらしてもらいたいという要望がございまして、そういう方式も認めております。それから全国一斉にやるのも何回か認めております。プロック別にやります場合に、もちろん個々の団体ごと

にそれぞれ議会の承認を得てやるのであります。今回の福岡の場合にはその承認が得られない状態にあるものではないかと思ひます。われわれの方をいたしましては、協議会に対して許可をするという方式をとっております。事後において県会に諮つて承認をすれば、やはり福岡県で販売したものに對するところの収益分は県に入つてくる、こういうふうな考えたいいのではないかと、そういうような事後承認の措置をとつて福岡県分を福岡県に回すようにしたらどうかと考えておるの

であります。

○中井委員 その団体の名前は何と云いますか。それから自治庁はその団体

についていつ認可をしたのか、そういう点をちょっとお答え願ひたい。

○後藤政府委員 団体の名前は今正確には法律用語はむずかしいのであります。その下に九州地区協議会というのがある。それが福岡県分を福岡県に回すというのであります。これを認めましたのは、大蔵省から宝くじの任事の引き渡しを受けた二十九年ごろからたしかやっておると思ひます。全国的にやつたものではあります。初めは東北とか特殊な地区だけでやつたのです。それを全国的に希望がございまして、昨年から全国的にプロック別に認めております。認可というのではなくて、あれはたしか一部組合の形になっておると思ひます。

○小林(興)政府委員 その具体的な組合の名前はよく知りませんが、自治法上では都道府県の協議会の形でやっております。それでありまして、それから、協議会の規約そのものは議決できまして、こちらの認可は要らぬわけでありまして、

○中井委員 そうしますと、協議会を作つたときには、協議会は自治庁において認めますが、その協議会が個々に宝くじを出すというときには自治庁はもう理由をしないのですか、そのときは一々大蔵省でございませうか。この点どうですか。

○小林(興)政府委員 協議会の設置は、その宝くじを發行する事務だけを共同処理するというもので、自治法に基きましてその関係団体が、議会の議決で規約を定めて、作りまして、自治

庁の承認は要らぬのです。宝くじ發行は今の宝くじ發行の法律の規制によつて、これは中央の認可が許可が要るこ

とになっておるはずでございませう。

○中井委員 この宝くじの發行について、組合が自主的にできて、決定をする。しかしそうなりませうと、一部組合の内部において、たとえばちやうど学校組合を作つて、一つの新制中学を作つて、学校がいよいよできる、ところがそのうちの一つの村は村会においてその学校の建設というものについて否決をする、そうして非常な紛争を巻き起すというふうな事態と、法上は私は全く同じだと思つておる。それが、そういう場合の理事者の責任、それからその村あるいは——今の場合は福岡県と組合との関係、この法律的な関係はどういうふうになりましようか。

○小林(興)政府委員 ちやうど具体的な事件がよくわかりませんが、正確には申し上げかねますが、今お尋ねのうちに、組合と協議会と似たようなものでございませう。そこでその協議会では経費支弁の方法というものを規約で定めておるわけがございませう。規約で定めた範囲内では、それぞれの団体が一種の義務的支出として、負担することになるだらうと思ひます。それでその団体の経費負担は、もちろん団体の議会の議決が要るわけがございませう。その団体では、規約で定めた義務費をいけば支出すべき義務を負つておる。今度の場合は、その予算が通らなかつたわけですが、それがおそらく先決処分で予算全体をやつたとすれば、その先決処分をやられた予算の中に、協議会の負担金の経費も計上されておるんじゃないか、こういうふう

に想像されます。

○川村(總)委員 私がお尋ねいたして

おりました問題は、大臣から答弁をいただいたのですが、今度国庫負担の負担率等を引き上げたりして、非常に御努力下さつたのですけれども、今の新農村建設の問題につきましては、一応大臣としては、市町村は負担できないという御見解のようでありませうけれども、実際末端市町村で生活しておられるもののおおいかぶさつてきておるの

は事実でございませうから、その点は一つそういう結果にならないように、さつき大臣の御答弁がありましたように、御努力願ひたいと思ひます。それから私はほかに二、三概括的なことをこの際お聞きしておきたいと思つておる。一つは地方財政法の一部改正についてでありませうが、第三十三條の地方債の特例を削除されたその理由を、少しこまかに御説明願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 第三十三條を削除いたしましたのは、地方財政法の第五條の改正のときに、本来は削るべきものであつたのであります。ところがその中に自治体警察の規定がございましたので、自治体警察が存置いたしました間、自治体警察が存置いたしましたので、この規定を存置いたしておつたのであります。従つて実質的には第五條の改正で働かなくなつておつた規定を、自治体警察の関係でもつて、今まで残しておりましたのを、自治体警察の関係で今度は逆に全面的に削除しよう、こういう建前をとつたのでござい

ます。

○川村(總)委員 第三十三條の削除は、自治体警察の問題があつたから、今度まで残つたということでありませうが、第三十三條の消防の強化に伴う施設の建設

費というものを割られておるのです。これが割られたことは、つまり地方債としての特例を認めない。こういうことは、どういふような理由、見解からこの消防というものを割ってしまったんですか。

○後藤政府委員 第五条の規定の改正がかつてありました際に、こういうものは全面的にやめるような文句に直ったのであります。五条の、前の文章と比較するとよくわかりますが、土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合の中にみない入っております。公用施設の建設事業費の中に消防ももちろん入るといふことでありまして、別にここであらたまって書く必要はないということになっておるのであります。

○川村(継)委員 そうすると、消防施設強化促進法に基いている施設をやりたいといふような場合には、起債というものはできるわけですね。

それでは次にもう一つ、概括的な問題であります。交付税の問題につきまして一つお聞きしておきたいと思つたのです。交付税法の一部改正で、測定単位、それから単位費用の改正がなされておりますが、経費の種類ごとについていたしまして、単位費用の額を見ましても、ずいぶん問題になるような点があるようにございますが、特に都道府県分の土木費関係で単位費用が相当下つておる。道路費にいたしましても橋りょう費にいたしましても、たとえば橋梁の費用のときは百三十七円六銭、それが八十四円というように、ずいぶん下っている。全部下げていく。この辺の見解をお聞かせいただきたい。

○柴田説明員 土木費につきまして、単位費用が結果的には下つておりますが、下つておりますのは、軽油引取税が新たに設けられることになりましたに伴いまして、軽油引取税は目的税でございますので、そのものにしか使えない。従つてこの引取税は基準財政収入の計算には入れません。そこで、基準財政収入の計算に入れませんでしたので、軽油引取税の約半額程度を基準財政需要額の中から特定財源として控除したわけでありまして、従いまして反射的に単位費用が落ちておりますけれども、給与費の是正等の措置は計算に入れておりますので、軽油引取税を考慮しない場合においては、単位費用は上つております。

○川村(継)委員 軽油引取税は道路に使うんですね。

○柴田説明員 ええ。

○川村(継)委員 そうすると、今度の土木費は道路、橋梁、河川、港湾、みな下つておるでしょう、今の説明どうもはつきり納得できないんですが。

○柴田説明員 私説明を漏らしました。そのほかに土木費につきましては、国庫補助負担率が非常に上つております。国庫補助負担率が上りますと、国庫補助負担金が標準団体の標準行政費の計算の場合にふえて参りますので、その分は特定財源として控除されるわけでありまして、従いまして国庫補助負担金のふえました分だけ特定財源としてふえて参りますので、結果的には若干下つておるといふことになり

○川村(継)委員 今度の交付税の大臣の説明を聞きますと、こういうような投資的な経費には相当大きな突っ込み

をしたといふような意味の説明があつたと思つたのです。今の投資的経費が多くなつたから単位費用を下げてしまった、どうもまだびんごないのです。この単位費用を見ますと、ここにあげてある費用の数字は、第二十二国会で改正された数字の費用に近い。特に昨年度末の臨時地方財政に関する特別措置法といふような名前の法律案が出たときには、今度大臣が説明されたような趣旨にのつとつて相当単位費用が上げられたはずであります。そのときの説明で、その積算の基礎な

どを見ましても、相当さういふ面が上つておる。それがそこに出ておる。たとえば道路費であれば六円九十四銭、橋梁費であるならば百三十七円六

銭、こういふふうになっております。二十二国会の税法改正のときの単位費用に非常に近い数字が出ておるのに、今度急に下げられたといふことは、負担率の云々という問題と考合せましても、どうもはつきり納得いかないの

ですが、たとえば橋梁費なら橋梁費という一例でいいですから、もう少しその積算の基礎等を明らかにして説明していただきたいと思つたのです。

○柴田説明員 道路費について簡単に申し上げますと、府県の場合、標準団体の道路面積は千五百五十六万平方メートル、従いまして測定単位の面積は千五百五十六万平方メートルであり

ますが、経費総額は二億二千四百万円と考えております。これに對しまして特定財源を二億一千六百万円というように計算いたしました。結果的に一般財源は七百万円を割りますと、消費的経費の方の測定単位当りの費用は四

十六銭になります。これに對しまして別に投資的経費の一平方メートル当りの一般財源を計算いたしました。測定単位の数値で割りますと、三円四十六銭、これで両者合せまして三円九十二銭、三十年度に使いました例の臨時特別法に基きます計算の場合の単位費用は、消費的経費は二円六十銭、投資的経費は四円三十銭であります。従いまして、三十年度の最終に使いました単位費用の合計は六円九十四銭になり

ますが、これに對しまして三十一年度が若干下つておりますのは、この中には軽油引取税の部分の大体六割程度が特定財源として道路費並びに橋梁費に使われるといふ計算をいたしておるわけ

であります。従いまして、もし軽油引取税がないといたしますならば、六円九十四銭は若干上る、給与費の是正分だけが、つまり〇・二五の期末手当の上りました部分の平年度化したし

た部分だけが上つた、こういうことになるわけでありまして、

○後藤政府委員 こまかい点を今説明しましたが、総額で申し上げますと一番わかりいいのではないかと思つたのであります。道路費につきましては昨年の標準団体の経費総額は二億二千四百四十五万円、こういう計算をして

おります。それを三十一年度は二億二千四百万円にしております。従いまして百五十四万円だけ経費総額を上げております。あとの計算は今申しました国庫支出金が多くなって参ります。それから税がありません。そういう関係を差引いたしまして、特定財源を落して参りまして、残つたものを数値で割つていきます。そういう関係で下

ておりますが、総額は上つておるのであります。従つて全体から見ますと、経費の総額を多く見積つておる。従つて昨年よりも改善されておる、こういうことになるのであります。

○川村(継)委員 いろいろこまかな数字を説明いただきましたけれども、なかなか一回ではつかめないのです。今の説明の中に、標準団体における所要の一般財源を、財政課長は七万幾らと説明したようでしたが、つい昨年末には九万八千五百四十四円と算定して

るようで、標準団体における所要の一般財源額といふものが七万幾らとなつた、そのところを一つもうちょっと説明願います。

○柴田説明員 道路費の一般財源の計算をいたします場合には、経費の総額を標準団体について計算いたします。それから国庫補助金、道路の場合で言いますと道路占用料、それから目的税

でございますので揮発油譲与税、それから今度は軽油引取税ができたのであります。そこで軽油引取税の引きまし

せん場合には、国庫負担金と受益者負担金、雑収入といふものだけを引いたのが、一般財源になるわけでありまして、今度の場合は軽油引取税が入つておりますので、その六割程度を道路費と橋梁費に投入するようにして計算して

類の中から一つだけ抜き出して、もうちょっと御説明願いたいと思ひます。こゝとは、教育費の中に高等学校の費用があまりまして、生徒一人について九千八百十円となつております。これらの積算されました基礎を、なるたけわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○柴田説明員 お手元に実は「各行政項目別単位費用算定基礎」というものを、すでに提出いたしておりますので、詳しくはそれでごらん願いたいと思ひますけれども、御質問のありました点を簡単に御説明申し上げますと、高等学校につきましては道府県の標準の施設は生徒大体七百五十人、教職員は三十三名、校長一人、教諭三十名、事務職員二名、雇員三名、こういう計算をしております。この道府県の場合におきましては、人件費と維持費が入つておるわけでありまして、この標準団体の経費総額は今申し上げました教職員につきまして、それぞれ給与を計算し、その施設についてそれぞれ維持費を計算し、生徒経費を計算いたしましたので、そしてその団体の経費の総額を出すわけでありまして、三十一年度の単位費用を出しました標準団体の経費の総額は千二百九十一万円で、この千二百九十一万円に對しまして、国からの支出金が三百三十万円ある。それから高等学校の授業料が五百五十五万七千五百円ある。差引いたしまして、一般財源に求めるべき額は七百三十五万円である。そこでこの七百三十五万円を標準団体測定単位の数値の七百五十で割るわけでありまして、そうして計算いたしますと、九千八百十円という単位費用が出てくるわけでありまして、この場合

の標準団体の高等学校の単位費用といふのは、普通課程の高等学校の規模を想定いたしておりますので、基準財政需要額を計算いたします場合には、この普通課程の単位費用の九千八百十円を基礎にいたしまして、商業課程、工業課程、農業課程、それぞれ課程別に種別の補正をいたしまして、そして計算して行くわけでありまして、

○川村(總)委員 今の積算の基礎は、これを見れば大体わかりますね。それで九千八百十円から今度は通常課程であると特定時制であるとか、そういうものが補正係数で出していけるわけですが、補正係数は通常課程あるいは定時制課程でどういふふうになつてくるか、ちよつとごし願ひたい。

○柴田説明員 昭和三十一年度の種別補正の係数は試算中でありまして、まだこれは申し上げるまでの数字が出ておりません。便宜昭和三十年年度の臨時特別措置法によりまして計算いたしました場合の補正係数を説明させていただきますかと思ひます。

昭和三十年年度において使いました補正係数は、普通課程を一といたしまして商業課程が一・一〇、農業課程が一・一八五でありまして、定時制につきましては独立校と併設校と分けております。それから県立学校の場合と市町村立学校の生徒の場合と分けております。県立学校の場合におきましては、普通課程は〇・七七、商業課程が〇・八四、農業課程が一・二一、工業課程が一・八二、水産課程が一・三八、また市町村立学校生徒の場合におきましては、普通課程が〇・七二、商業課程が〇・七七、農業課程が

一・〇四、工業課程が一・二一、水産課程が一・二一。定時制高校の場合におきましては併設校がありますが、併設校の場合におきましては経費がさらに安くなりますので、補正係数は、県立の場合におきましては、普通課程は〇・六〇、商業課程が〇・六六、農業課程が一・〇一、工業課程が一・三六、水産課程が一・〇七、市町村立学校の場合には、普通課程が〇・六六、商業課程が〇・七一、農業課程が〇・九七、工業課程が一・一三、水産課程が一・〇一でありまして、

○川村(總)委員 この補正係数は、ずいぶん考えてもらわねばならぬ問題点があるのではないかと私は思うのですが、その前に、この中に算定されまゝ給与単価と財政計画上の給与単価とは違つておるのではないですか。それはどういふふうになつておるか、ちよつとお知らせ願ひたい。

○柴田説明員 ちよつとごまかい資料を持ち合せておりませんが、大体の考え方を申し上げますと、単位費用を計算いたします場合には、従来は従来は級別の職員数を考へておりまして、つまり先ほど申し上げました高等学校の場合で申し上げますと、三十何人の教員が、校長先生は何級、それから十級職員は何人、十一級職員は何人というふうな計算をいたしておりました。その結果計算いたしました平均単価が、財政計画の給与単価とだいぶ違つておる。そこで今回の計算では、それを財政計画の給与単価を直しましてに合せまして、平均単価におきまして財政計画の平均単価にはほぼ見合ふように改定をいたしております。

○川村(總)委員 私たちが考へてみるのに、都道府県の財政は相当窮乏になつておる。昨日から大臣に対して同僚委員から昇級昇格の問題等いろいろ質問があつたわけでありまして、昇級昇格がストップされているという県もたくさんあるし、三十一年度自治庁としてできるだけの処置をしてやろうということでありまして、これはなかなか困難な状態にあると思つております。特に財政再建促進法の適用を受けようとする団体等においては、御存じだと思ひますけれども、今給与の昇級昇格分はほとんど予算に見ておらないとか、あるいは五百人、六百人の人員整理が要求されておるとか、非常に憂慮すべき事態がそれぞれに起つてきておるのも数少くありません。都道府県の教育費がこの財政に相当大きなウェイトを占めておることは当然のことでございますが、その中で義務制は国庫半額の負担があつたり、あるいは交付税の算定で見合つていくというふうなこともありますが、高等学校はやはりいわば純粋費でやらねばなりませんので、単位の持ち出しというのが相当大きくなつていくことが考えられるわけでありまして、そこで高等学校の単位費用の算定にいたしまして、特に今課長から説明いただきました定時制等の係数については、私はもつとも御研究していただきまして、そういう事態の起らないように一つ御配慮を願ひたい、こういうことを思うわけですが、特に定時制は近ごろ教育の上において、少しはまじり扱いを受ける傾向が出てきたような感じを受けますので、すけれども、これは勤勞青年の教育を受け持つ大事な機関でありますから、今の独立学校における普通課程の場合でも〇・七七というものは果してそれでいいか。

幸いにして三十一年度の係数は今研究中であるということでありまして、この〇・七七という係数をもう少し大きくしていただいて、定時制のこればかりに食われないうちにお考えはできないものか、その辺のところを一つ課長からでも部長からでもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柴田説明員 定時制課程の問題につきましては、かねてから文部省方面からややかましく言われて私たちが去年文部省と共同調査をしまして近県を見て歩いておりました。その結果本年度の補正係数をきめます場合におきましては、御趣旨の点を尊重して十分検討していくということになつております。そのつもりで作業を進めてまいります。

○川村(總)委員 私今概略一つの問題をお聞きいたしました。その点につきましては地方の都道府県の財政の問題と考へ合せまして、また教育の重大な立場を考へて一つ十分御配慮願ひたいと思つております。

それから交付税の問題につきまして、これはいつか同僚委員から質問があつたのじゃないかと思つてすけれども、今後国有資産等の法律が通りまして、いよいよ三公社等の固定資産等から納付金として入つてくるわけですが、これだけその地方団体の財政収入と見なされる、そうしますと一応財政需要額は動かかないと仮定いたしました場合——これは当然動くでしょうけれども、動かないと仮定した場合には、そういうふうな納付金や交付金の収入が増加して参ると、それだけ財政収入がふくらんでくるわけですから、交付税は当然それだけ減ると考へるのは間

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十六号 昭和三十一年四月十三日

進いごさいませぬね。

○後藤政府委員 おっしゃいますように、交付金がふえて参りますとそれだけ交付税が減る、総額じゃありません、七割だけ減る、こういう計算になります。ただ国有林野につきましても、かつて交付金のごさいましたので、国有林野の分だけつきましては、今回の増額する分だけついてその取り扱いをする、過去に受けた額の同額については交付税の差し引きはしない、こういう建前にいたしております。

○川村(總)委員 今財政需要額をかりに動かないものとした場合には、財政収入が増していけば、今説明のように交付金はそれほど少なくなっていく、そうするとその団体は結局財源の不足額というものは当然減ってくる。それを全国的に見ていきますならば、相当不足額というものが少なくなっていくのじゃないか、こういうふうに一応私としては考えてみるのですが、その場合交付税額というものは、国で予定しておるものだけが配分される場合にどういう結果になっていくだろうか。たとえば三十年度の都道府県の財源不足団体の数字を見ても、基準財政需要が千八百八十七億一千円余りになっておるようですが、基準財政収入が八百五十九億四千万円余りになっておる。財源不足として一千二十七億六千万円余り出ておりました、それに財源不足額に対する普通交付税が同じように一千二十七億六千万円余り交付されておる。そうしますと今の財政収入が増していけば不足額というものは少くなる、そうすると交付する金が少く済むんじゃないか、こういうようなことを

を考えるが、そのところは運営上どういうような関係になってなされるのか、お聞かせ願いたい。

○後藤政府委員 交付金が出ます関係で、個々の団体別に見ますと、交付税の額が減るということはあり得ると思えます。これは財源の総額がふえるのであります。これは当然で、つまり交付金が税に振りかわるわけでありまして、しかもその団体は交付金の三割分はやはり余裕財源として別に回し得るといふ利益があるのであります。交付金は減りますが財源全体はふえる、こういう格好になります。これを市町村を通じて見ますと、三十年度市町村に参りました交付税の総額は四百八十五億でございます。三十一年度を現在試算して参りますと、大体それに近い額、四百八十二、三億になりはしないか、こういう計算を私もしております。これはもちろん見込みでありまして、正確な計算をしなければわかりませんが、大体昨年度と変りないだけの交付税が参るのではないかと、かように私も考えております。

○川村(總)委員 では次にもう一つ別の問題をまた概括的にお聞きいたしますが、これも国庫負担の法令と直接関係はないのじゃないかと思いますが、いろいろ国が補助をして仕事をやらせておる場合に、特に補助金の公共事業関係については、今度率を引き上げてもらうことになっておる。一般の公共事業以外のものでも、補助金関係のものもたくさんあるのですが、その中国からの補助事業をなす場合、市町村なら市町村に補助金が行ってその仕事をさせる場合に、県なら県にいわゆる監督あるいは指導と言いますか、そう

いう意味の手数料というのですか、そういう補助も行くんじゃないかと思うのです。ところがどうもそこに均衡のとれていない問題があるように思われます。たとえば、小さい例ですけれども、文部省によく聞けばわかると思いますが、危険校舎の改築というふうなものがあつた。市町村で補助を受けて危険校舎の改築をする、あれは三分の一の補助だつたと思うのです。ところがそれをやらせる場合に、県の教育委員会にそれを指導し監督して事業を完成させるまでの手数料というのですか、名目はよく知りませんが、これだ。これも三分の一じゃないか、これは政令が何かできてると思う。ところが今都道府県は非常に財政が窮乏なために、せつかく三分の一もらつても、わずかな金ではありませぬけれども残りの三分の二の手当が完全にできなくて市町村の危険校舎改築の十分なる監督指導ができないという事態も起きておるようであります。ところがうっかりしてやつておりますと、昨年通りました補助金等のあの特別の法令にひつかかつて結局罰を受けなければならぬ、こういうようなことで非常に問題が考えられるのですが、その辺の状態がどうなつておるか、それからこれについてはほかの補助事業については、県なら県に行く、その手数料というものは、まるまる補助されておるものがあるようであります。ところが危険校舎等の問題については、三分の一しか補助がない。そのところを一つお知らせたいかと同時に、どうしてそういうふうになつておるか御説明願いたいと思うのです。

○後藤政府委員 おっしゃいます危険校舎の分は、たしか監督事務費ではないかと思つておる。これは三分の一くらい出しておるようでありまして、これを出さないでやつていくようなことは私どもはない。もちろんその補助金を受ける場合には、それぞれの補助金の指令に基きまして支出して、そのまま会計検査を受けておるわけでありまして、その関係で私は別に不正があるとは考へておりません。ただこれは市町村に参ります危険校舎のいろいろな補助金の手数料的なものではないのであります。別途に出しておるのであります。これは委託費になりますれば全額を国が出すということになります。委託費の格好とらなないで補助金の格好をとつておりますので、そういう意味で地方団体、県に負担を負わしておるのをごさいます。

○川村(總)委員 わかりました。今のその監督事務費ですか、たしかそういう名前だと思つておる。委託関係の事業は全部出しておる。今の補助事業のものは三分の一、今までは私も県なら県に不正なことをやっているとはいひませんけれども、三分の一の監督事務費というものをもらつて、それにやはり三分の二の裏づけをしていかなければならぬということがあつた。当然なことですが、ところが完全にそれをやっておるかおられないかというところは、この問題について考えるときに、少しは疑惑が生じないでもないわけですが、完全にそれは裏づけをしてやらなければならぬと思つておる。ところが今県の財政がいろいろ逼迫しておりますので、そういうものがうっかりしてその三分の二の裏づけ

をしないときには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、あの法律の適用を受けなければならぬといふので、戦々きょうきょうたるものがないでもない。そこでそういうふうな個々の問題がありますから、せつかくこの公共事業関係等にそういう率を引き上げたりする努力をなさつたのであります。そういうふうな県負担のささいな事務費というものは、市町村が仕事をやるのを監督してやる。見てやることですから、これは県なら県にやはり全額出してやつて、大したものではありません。出てやつて、完全に市町村のそういうふうな仕事、さつき申し上げました危険校舎の改築等の事業が進捗するようにやらせるということが考えられるのではないかと、必要じゃないか、私はこう思つておる。長官のお考えいかがなものでございませうか。

○鈴木(後)政府委員 補助金で危険校舎に対する補助金の地方負担分を、全部地債その他の財源で確実に見ればいいのであります。見れない場合におきまして、地方団体として、ことに首長あるいは議会方面においては、やはりその市町村としては校舎の改築をいたしたい、こういう強い希望がございませぬか、若干一般財源の方は無理をしてもこれをやる、こういうのが、今までの少くとも傾向であつたと思つておる。そういうふうなことがまたある意味において、市町村における赤字の一つの原因でもあると思つておる。従いまして、今回補助率を高めましたことも、そういう一般財源の負担になります分をできるだけ減らし

をしないか、こういうようなこと

を考えるが、そのところは運営上どういうような関係になってなされるのか、お聞かせ願いたい。

を考へておる。長官のお考えいかがなものでございませうか。

をしないか、こういうようなこと

をしないか、こういうようなこと

ていこう、こういうところから出て
いったわけですが、将来にお
きましては、今回補助率を高めたこと
も十分各団体としては考へてもらいま
して、やはり一般財源の裏打ちが十分
できる見通しが立つ場合において、補
助金を受けてその事業をやる、こうい
う考え方に立つてもらいたいと思うの
であります。補助金さえもらえば、一
般財源の方は多少無理をしてもこれを
やっていくという傾向は、なるべく是
正をしていくようにして、健全財政の
措置をとっていただきたい、こういう
のが一般的な考え方でございます。

○川村(總)委員 私のお尋ねしたのは
そうじゃないのですよ。大違いなん
ですがね。市町村なら市町村が危険校舎
の改築をやるでしょう。その場合に、
今次長のおっしゃったようにして下さ
ればこれ以上はありませんが、そう
じゃなくて、その改築をやる場合に、
県の委員会なら委員会が事業を監督す
るわけですね。指導するわけです。そ
こでさっき部長の言葉にありましたよ
うに、監督事務費というものが出てく
る。これを考えると、国が当然監督し
あるいは指導していかねければならぬ
問題でもあらうから、県が監督事務費
としてもらっているその事務費くらい
は、国から全部出してやって、県の監
督指導が完全にいくように考へる必要
があるのではないかと。私県の受ける
監督事務費のことを言っているわけ
です。

○鈴木(後)政府委員 これは額として
は少額のものだろうと思うのでござい
ますが、交付税の算定の基礎におきま
しては、三分の一の補助金の部分は、
これは特定の財源として扱ひまして、

それ以外の三分の二の地方負担に属し
ます分を単位費用の上において計算を
して、交付税の財政上の算定の基礎に
入れているわけでございますから、三
分の一の補助金に对应するものは、一
応計算上は出ているわけでありませ
ん。それを思い切つて補助を全部やめて、
全部その地方の一般財源でやるという
ことになりませうれば、単位費用を三分
の二にするなり、補助金分の三分の一
を上げて高めるということになりませ
うれば、その方が筋がはつきりするか
と思ひますが、しかしいづれにしまし
ても、これは財政上の負担の關係にお
いては、実質的には団体としては変り
ないのであります。

○中井委員 川村君がお尋ねしている
のは、国の市町村に対する補助金に對
して、県が中間にありましてこれを監
督するとかんとかいうことでありま
すから、国が多少の金を出さず。しか
しその監督に要する不足の部分は、義務
的に優先的に実は府県が出さなければ
ぬのです。にもかかわらず、ここ数年
来の府県の赤字のために、府県は市町
村を踏み台にしているということをし
はしよつちゅう言うが、そういうこと
なんであつて、この残りの三分の二を
府県が出すのを惜しいもんだから出さ
ない。兵庫県におきましては、選挙に
対する経費まで西宮だとか芦屋とかい
うところには、お前のところは金持だ
からお前のところでやっておけとい
つて、国から市町村に渡してくれとい
つてよこした金さへ兵庫県は横取りを
しておつた。こういうものは全国至る
ところにあるわけですよ。そこでおそ
らく川村君の御質問は、熊本県の現実に即
応して、名前は上げられぬが、熊本県

のある小学校で危険校舎だから修繕し
よう、その監督は県にある。県にも補
助金が来ているから、県に行つてお願
いしても、設計がでかかないとか、な
かなかくずくず言つてやらない。しか
しよくお調べしてみると、経費は三分の一
あと三分の二は県で出してくれない、
こういうことだと私は思ふ。そういう
ことについては、私は自治庁として
ほつておかれるべき筋合いのものでは
ないと思ふ。そういうことをするの
は、県が国にかわつて国の委託事務と
してやつていふことであるから、どう
しても県は義務的な経費として計上す
べきであるというふうなことを、自治
庁から強力に指導をすべきものと私は
思ふのだが、どうですか。

○後藤政府委員 お話を承ります
と、二つ問題があるようございま
す。一つは、こういう少額の補助金
は、当然に府県のやることでありま
すから、これを一般財源で、こういう補
助金の形をとらないで、委託費の形を
とるか、もう一つ別に一般財源の中
で税源を減らすとか、他の方法でふや
していくかどうか、こういう形をとるの
をやめるかどうかという問題が一つ、
それとも一つのお考えだらうと思ひま
す。われわれも少額補助金は、できる
だけ整理したいという気持を持ってお
ります。従つてどうせこまかい補助金
でありますから、こまかい補助金に見
合う負担分を足しても、なおかつ指導
費が足りない場合があらう。従つて
そういうものは一般財源としてやはり
見ていくという格好をとるべきものと
私も考へております。

○川村(總)委員 今危険校舎を一例に
とつて私は申したので、今度長官
が、国庫負担率を引き上げるよう努
力されたことは非常にいいことだと思
うのです。こまかいことかもしれませ
んが、今申し上げたような問題がた
くさん出てくるわけですよ。結果として
中井さんも言つたような結果が出てく
るし、これはやはり自治庁もせお考
えたい問題だと思ふ。そのま
まで委託事業だから全額国で事務費を
出してやる、補助事業だから三分の一
だといふふう言われますと、さっき
のような状態になつてくる。特に今度
は自治法の改正とか、教育委員会の公
選を廃止するとか、非常に首長の権限
が教育面に入つて参りますと、今です

ら教育委員会は財政的に非常に窮屈で
ありまして、常に平身低頭して、一銭
でも大事に使わねばならぬ状態に追
込まれておられるときに、大事な市町村
の校舎建築などというふうな指導監督は
できない。その結果変な事業になつて
いつたら困るというふうなことも当然
心配していかなければならぬ。そういた
しますと今のような問題は、結局市町村
の事業を国にかわつて県が指導監督す
るのであるから、そういう部面について
は、ぜひ自治庁としては、そういう監
督事務費のごときは、県が自腹を切つ
てやらぬでもいふように御配慮願ひた
いという意味合いであります。私二、
三の問題を大ざつぱにお尋ねいたしま
したが、他の委員の御質問もあると思
ひますので、一応きょうはこれで終り
ます。

○門司委員 一番先に交付税に對する
大臣のお考えを、この際この委員会
はつきり承つておきたい。と申しま
すのは、現在の百分の二十五という数
字は、国の三大税の四分の一を地方に
やることはあまり望ましいことではな
いというふうな大臣の御発言がしば
しばあつたと思ひます。もしそうだと
いたしますならば、将来の地方交付税の
率を自治庁長官がきらうのほどどう
にもならない。大蔵省はくれないとい
ふことにきまつておられる。従つてさ
うだつれば、どういふ形で地方財源をま
かすか、という形でお考えか、この機会
に明らかにしておいていただきたいと思
ひます。

○太田国務大臣 最も地方財政の根本
的な問題になります。本年におきま
しても、私の記憶するところでは、交
付団体に千六百二十億円でございま

す

か、これに對しまして三大税が六千四百六十四億円だと思ひます。その比率を見まして、しかも自主財源を引くとかいろいろなものも引いてみて、六千四百六十四億と交付団体によるものとの割合が二五%に出た。これだけの方程式をながめてみますと、国の財源で三大税の中の四分の一に当るといふ事は、國の目から見た一つの問題でございます。しかし一方におきまして、地方財政そのものはいろいろ手を加えては参りましたものの、まだほんとうに落ちつくところに行くには、自主財源をどうしたらいいかという大きな問題があります。ただ國から出す金が多くなつたということは、非常に私は強く見ております。しかし多いからそこで切つてしまふというふうなことは、地方の自主財源がそこにすぐ差見できるかという問題もござりますので、これは地方財政全般にわたりますので、その財政計画でいへば、需要面も収入面も根本的に考へる問題も残つてゐるよう思つてござります。いわゆる人件費にしても物件費にしても、経費の面において考へべき問題もありましようけれども、私どもとしては、微力ながら相當にこういふ方面にも氣を配つてできるだけのことをしてきたのでござりますが、そういう歳入と歳入か、歳入というが、基準財政収入というが、基準財政需要といひますか、そういう面を十分に掘り下げてやつかないかなければならぬ。ただし國から出す金として三大税の四分の一に當るといふことは、非常に大きな支出だといふことはいなぬと思ふ。ただしこの三つの税の本質を、国税の面から見ましても、景氣の關係も最も強く現わ

れるものであるし、また物価の点も最も強く現われるものでございまして、それが非常に増すという場合におけるこの比率の問題もまた考へなければならぬと思ひます。私は固定的に四分の一以上出してはいかぬという意味合いで申し上げたのはなくて、四分の一がいかに大きいということを示し上げたので、よく引き合ひに出される防衛費の關係等を見ましても、この四分の一の額は相當な額になります。防衛費を減らしたらいではないかという國家財政上の議論もありましようが、これを適に申し上げますならば、幾ら増しても國家が地方のために出さなければならぬという議論のときには、この四分の一というものは一応も二応も考へておかねばならぬ問題ではないか、かような意味で申し上げたのでござります。結局するところ、自主財源の問題、また地方事務のものに對して、國がどういふふうを考へべきかというその問題から考へると思つてござります。

○門司委員 きわめて抽象的ではわかりませんが、問題になりますのは、いわゆる地方財政規模と財政構成の問題だと思ひます。現在の地方財政規模に對する地方の財政構成は、大臣十分御承知のようにきわめて貧弱な状態でございます。そしてこれをカバーするたみに唯一の——と言つては怒られるかもしれませんが、地方の自治体の現在の段階では、少くとも私も申すならば、正しい意味の自主財源ではないと思ひます。それが、それによつても赤字が年々ふえて参りますところの今日の情勢から見ますと、財政構成の面からいへば、地方の自治体としては

唯一のたよりになつておる一つの構成分子だとこれを考へておられます。これに對して大臣が今のようなお考へだいたしますと、率直にお伺ひいたしますが、しばしば三十二年度の税制改正でと言つておられますが、税制改正によつてもこれはなかなか解決するとは事實上困難だと思つておられます。やはり交付税のあり方自身を、どう変更していくかが内容的には非常に問題になつてくると思ふ。もし税制改正が完全に行われて、今國が出ておられます問題の一つとして手のつけられると考へられますのは、地方に國が今持つておる税財源を与えて、そのかわり國が行政機構の改革を根本的に行なつて、地方の今のような補助金による財政的の指導でなく、行政指導の立場に立つていくということに補助金を一応整理する。そうすると、現在出しております補助金約二千八百億の中で、やむを得ざる警察あるいは教育というやうな補助金を除いて、相當額のものが地方に、國が行政指導という立場を明確にするならば譲れると思ふ。そのうなつて参りますと、今持つておる國の税財源を地方に移譲することはその困難ではないと思ふ。どうして今この大臣のお考へだいたしますと、三大税の中の四分の一というものが非常に大きな問題のように思つておられます。地方と國との間における財政の總額から見ると、實際國が使つておられる金は六千億ないし七千億であつて、地方が一兆の金を使つておるといふことはいなぬ事実であります。従つてこの財政規模と財政構成との間における不均衡を直そうとするならば、今の大臣の御答弁では非常に抽象的であつ

て、これを改革していこうとするには、一つには交付税を思い切つて上げることによつて片づける。上げると同時に今の配分の方法を變えていく。各自治体の自主的の財源になるような形にこれを改める。現在の交付税は國から見れば地方自主財源であります。個々の自治体から見れば調整財源であることは間違いないのでありまして、この矛盾性に対して、どこで自主財源というふうな形を織り込んでいくかというこの方の技術的な問題があると思ふ。技術的な問題が解決すると思ふならば、交付税の額は、もう少しふえても國家財政については大して影響はない。税種目が完全に地方に移譲することができればけっこうです。たとえばたばこ消費税のように、全額地方に出してしまふというふうな思い切つたことが、國でできればけっこうです。しかしできないとするならば、やはり一部調整財源としての國の行き方、一部自主財源としての地方の財源付与のために、この交付税は交付税率を上げて内容を改正していくという方向の方が、やはり自治体にとつてやりいひのじゃないか、また國としてもやりいひのじゃないかというふうな考へるのでござりますが、この点に對するあなたのお考へがござりますならばお聞かせ願ひたいと思ひます。

○太田國務大臣 お示しの問題の材料につきましても、私も大体同じような材料のもとに議論を組み立てておられます。ただ交付税の税率がきまつて参りますという点におきまして、非常に大きな意味を持つておることは、平衡交付金時代と違つておることは申し上げるまでもござりません。問題は、今門

司委員の申されました各方面からの問題を整理していかなければならぬので、率がきまつて國庫支出がきまつていく、この交付税制度だけを取り上げていくというのには、まだ踏み切りがでないのでもござります。先ほどお示しの補助金の問題その他地方事務の問題全部にわたつて考へていかなければならぬ。かつ税制につきましても、口先だけでなく真剣にどういふ財源を國と地方との間に振り当ていくかという問題になりますので、ただ交付税率をまず上げるという議論には、私としてはまだ踏み切りができません。問題のいろいろな点につきましても、門司委員の言われた材料を私もいろいろ組み合せて考へている次第であります。

○門司委員 はなはだ抽象的な話ですが、これにお話する必要もないかと思ひますが、そういたしますと、ちよつと交付税の關係とは別でありまして、税制全体、財政全体の問題に關係いたしますけれども、大臣がしばしば言われ、本會議でもしばしば答弁されておられます三十二年度において、國、地方を通ずる税制改革を行ふ、そして地方財政に對する考へ方をはつきりしたいといふことについては、今のところはつきりした構想はないといふよう承わつてよろしうござりますか。

○太田國務大臣 材料としてはいろいろなことを考へておられますが、確定的にこの財源をどう持つていくかという問題については、まだ検討中と申しますか案を練つておると思ひます。

○門司委員 もう十月あるいは十一月になれば、次の三十二年度の予算の編成にかなければならぬのに、今まだはつきりした構想がないというり

になりまして、来年度の地方財政計画についても、私どもはなほは心細いという以外にはないものであります。

それで、もう一つ大臣にこの機会に承わっておきたいと思つておられることは、大臣のこの説明要旨の中に、各都道府県並びに市町村の態容補正という言葉が使われております。そして、その次に「市町村の都市化の程度により、行政の質の差を測定している補正でありまして、こう書いてあります。このことは、地方行政から考えて参りますと非常によろしいことであつて、ぜひこの形でもやつてもらいたいという考へを持ってあります。私は非常に構想はいいと思つて、ただ問題になるのは、今度は国と地方ではございませぬ、おのおの地方自治体の財政規模と財政構成からくる一つの債務、それからもう一つ問題になりますのは、行政に対する構成がどうなつておるかということでありまして、個々の自治体とこれは違つてあります。このことをさして大臣はこういう都市の伸びていくことについても十分考慮されたいという御配慮だと、私は解釈しておるわけでありまして、従つて、この面につきましては大國の御答弁に非常に私は賛意を表するのであります、實際上の問題として、交付税の配分に対するこれらの要素が十分に織り込まれておるかどうかということについての多少の疑問を持つてあります。そこで、これは事務当局でよろしくございませぬが、このことは十分事務当局は御承知と思つて、たとえば、町村あるいは市、県の財政の算定の基礎になつておられるものを算定されるべきの現段階における自治体の規模

は、どこを基準にして一体出されておるか、その点を一つ明確にしておいていただきたい。

○後藤政府委員 府県市町村の標準団体をきめます場合には、県は百七十万の人口を持つております、標準にいたしてあります。具体的な県ではなく、百七十万の人口を包容してあります。規模の団体を想定して、その標準的な経費を見ておるわけでありまして、それから市町村は十万人の人口を持つて市町村を想定しておるのであります。ここにありますように、市町村につきましては人口の小さい団体、非常に大きい団体の差別があります。それから行政機能の差異もありません。従つて十万人の人口を基礎にして出しました標準団体の標準施設の標準経費を基礎にいたしまして、それを二十段階の都市種別に分類するわけでありまして、従来は十段階でありましたのを二十段階に直しまして、二十段階に行政機能の質の差を考へておるわけでありまして、従つてそれぞれ別の態容補正の点数を基礎にいたしまして、どれかの種別の団体に入る、その団体に入れば行政機能はやはり上つていくという考へ方でも、一種から二十種地までの間に各種の市町村を入れまして、行政経費の、財政需要の増額を見ておるわけでありまして、そういう計算をいたしまして、歳入の差額を補正で出す、こういう考へ方をいたしてあります。

どうかということについてのもう一応の当局の御答弁を願つたいと思つて、御承知のように府県が百七十万という数字でありまして、具体的にどの県というのではなく、人口段階によつてという、ここに私は大きな矛盾がありはしないかと思つておるわけでありまして、実際上の問題としては、やはり、財政的に見ても、あるいは行政的に見ても参りまして、日本の四十六都道府県の中で、一応今日の法律の範囲内においてやつていける、この程度のもので日本における標準化されたものではないかというようないふの目安を当局は持つべきではないかという考へを考へておられます。そうしないと、実際に沿わないものが今日でござつておる、

○門司委員 今の当局の答弁でありませぬが、もしできませぬならば、今のお話の各団体別の標準をどう定めておるかという資料を出していただきたいと思つて、そこで私は行き方自身が正しいか

上、他の都市と全然違つたものになつてきているということが考へられます。それから行政その他の関係から行きまして、それらの都市とは全然異なつたものをここに持たなければならぬという考へが出て参ります。御承知のように政令の市というよなものがこれ以上の市に大体当てはまつてくる。それから十万人以下の都市では問題にはならない、たとえば慶応の処理であるとか、尿管の処理であるとか、そういう費用を出さなければならぬ。十万人までの都市くらいならば、私もおそれる必要がないと思つて、これはだんだん大きくなればなるほど非常に大きな数字になつてくる。その他の一切の施設にしても、道路等の整備にしても、十万人の都市までは県道で事は足りると思つて、ところがそれ以上の都市になりますと、国道、国道だけでは足りない、いわゆる市道と称されるもの、県道より以上の効能と力、範圍、重要性を持った市道というものができなければならぬ。従つて今の自治庁の考へておられます地方交付税を通じたもの考へ方の中には、この点非常に大きな誤りがあると思つて、従つて、これを是正される御意思があるかどうかということ、この機会にもう一応聞いておきたい。

○後藤政府委員 お話の第一点の標準団体の行政規模につきましては、先ほど申しました「各行政項目別単位費用算定基礎」というのをお手元に配付しておると思つて、これの一番最後のところ、府県の標準団体の財政規模の内容、それから市町村の標準団体の行政基準につきまして、こまかく表に出してありますので、ごらんをい

ただきたいと思つて、それから標準団体を一応十万人にしてありますが、これをもう少し上げて考へるか、下げて考へるか、これはいろいろ御意見のあるところだと思つて、私どもは一応十万人の都市というのが都市的な性格を一応持つておる標準団体である。従つてそこを中心にして考へていくのが、全体の市町村を考へます場合にいいという建前をとつて、ずつとやつておるわけでありまして、お話の通りある一つの市町村で人口がふえて参りますれば、行政内容も変質して参ります。量から質に移つてくる、こういう考へ方も考へられますし、また現実にもやはりそういうこともわれわれ承知しております。従つてどの団体から質的变化を来たすか、県の行政の内容が質的变化を来たすかということにつきましては、非常にむづかしい問題があるわけでありまして、単位費用を考へます場合に、常にこういうことを考慮しながら上の団体の方に補正係数がかりまして、財政需要が伸びるような格好になるようにしてきておられます。ただそれは交付税等の總量の関係があります。總量が相当伸びる場合には、財政需要の全体を考へまして、ある程度そういう質的な差を強く出していきたくと思つておられます。本年も昨年から見ますと多少ふえて参つておられますので、この機会にさらに従来のような考へをもちまして、財政需要につきまして検討していきたくと思つて、現在研究をしておる次第でございます。考へ方といたしましては、おっしゃいます方向に私どもは徐々に向つて行きたいと思つておる次第であります。

○門司委員 もう一つこの機会に聞いて

ておきたいと思はますことは、交付税のここに書いてあります経費の種類、測定単位あるいは単位費用、この問題でありまして、この問題について、自治庁はどれを一番地方自治体の平均したものとして取り扱っておるかという事でありまして、従ってこれも資料として出していただきたいと思はます、ここに府県の場合は一から七までと書いてあります。これらに對する一応のパーセンテージもしできませんれば一応書いておいてもらいたい。それから市町村に對しても一から七までの間の配分の割合を一応ここに書いてもらいたい。私がこういう資料を求めますのは、さっき申しました各自治体の行政内容というものはおのおの違っておるのであります。従ってここに書かれておられますので、そのおのおの配分基準の見方によって多少問題が違って参りますと、行政内容のおのおの異なつて参ります地方自治体は、たまたま配分の基準に適合した行政内容をたくさん持っているところは、非常にたくさん交付税が行くかもしれない。しかし少くところは割合が割合に少くなつてくる、こういうことが一応言えるかと私は思ふのであります。従つてこれらについて一体どの程度に配分する方法をきめられておるかという事を、一応お聞きしておきたいと思はます。私がこういう事を申し上げますのは、たとえば市町村の場合の一つを見て参りましても、児童数の一人一人について幾らという数字はわかるのであります。その次の学級数に至つては、これは實際はわからぬのであります。学級数は、御存じのように三十

五人で一学級を編成しているところもありましようし、場所によつては八十人以上詰め込んでおる学級もありまうので、それを学級が同じような単純できめられておるといふことになる。学級の数も同じであります。こういう形が、今日の交付税からくる地方の個々の自治体に對します財政内容とマッチしないところがある。ある団体は交付税であつても非常に財政が苦しい。ある団体は交付税になつておつて、交付金だけもらへば、その村からあまり税金を取らなくとも何とかやつて行ける、こういうことが出て来はしないか。だからそういうものは、国が調整財源として見ていこうとする税の本質から考へて参りますと、当然これらについての多少でもアンバランスがございます。これを是正することがやはり私は必要かと考へます。従つてこれらの点について、もし御答弁ができれば、今お考へをお伺いして、さらに資料を提出できるなら、一応資料を出していただきたいと思はます。

○後藤政府委員 実際の各団体の需要額と、交付税で見たります財政需要額との間の相関の關係につきましても、私も調査いたしたいと考へておりますが、全国的なものでありますので、なかなかこれは比較がむずかしいのであります。でき得るならば御趣旨の通り、調査をいたしたいと思はます。

もう一つのお話で、各団体の単位測定の数値に、うまくはまる数値がないために、市町村に参ります交付税が、必ずしもうまくはまらないうちにお話ですが、私もいろいろな団体について見ますと、やはりそういう実例があることも承知いたしております。しからばそのほかの方法でもって、どういふ全国的な測定方法をとつたらいいかということになりますと、なかなかいい手段がないのであります。お話のように小中学校の経費を見ます場合に、生徒数だけをとつて参りますれば、学級数の非常に多いところ、お話の通り三十五人で一学級を編成しておるようなところは困るのであります。従つて分校の多いところは非常に困つて参ります。そこで学校の生徒数を一方でとりながら、学級数を測定単位に入れまして、分校等の多いところ、一学級当りの人数の少ないところを学級数でもって見ていこう、こういうことに直したのであります。それからもう一つ、分校の多いところは、やはりそれでも抜けるのであります。そこでまた今度は学級数というものも考へていこう。こういうことで三段かまえてやりまして、この合わせたものをもつて、その市町村の小中学校の教育費、こういうふうに見ておるわけでありまして、さらにその上にいろいろな補正係数を加えて参りまして、その補正によつて測定単位費用で出たものを直していこう。こういういろいろな操作をやりましてやっておるのであります。もちろんお話のような点もございまして、毎年各団体の実情を聞きまして、合理的な標準がありますればそれをとつて、全国的に試算をしてみ、そう大した変動がなければ、そういう方式に移していくという改善の手段を講じておる次第でございます。

○門司委員 この問題は、特別交付税である程度は考えられると思はます。この前の税制改正のときにも申し上げましたように、駐留軍の駐留しておることによる市町村に及ぼす被害、これは被害といつた方がはつきりしていると思う。この被害の状況について特別交付税というふうなないまいなものでなくして、日本に今駐留軍のおりまう都市は非常にたくさんあります。従つてやはりこれらの問題も、地方交付税の配分の一つの基準にこの際入れた方がいいのではないか、その方が実質的ではないかというふうには考へるのであります。この点についてのお考へがございませうか。

○後藤政府委員 駐留軍關係の財政需要につきましても、これは毎年問題があるものであります。これは現在特別交付税でやっております。われわれが非常に残念に思はますことは、この場合に歳入の問題と歳出の問題がございまして、歳入と申しましても固定資産税の問題でありまして、固定資産税の減をどういふふうに見るかという問題と、逆に歳出の方を、一体どの程度の歳出が必要であるかという問題と二つあるのであります。歳入の方の問題につきましても、もちろん取れないという建前でもって計算をしておりますので、交付税の計算には入れておりませんから、一応問題ははないということ、歳出の方の關係を特に重点を置いてわれわれは見ておるわけでありまして、そうしますと、渉外關係経費でありますとか、それに伴う失対の経費であるとか、生活保護とか、そういうものが関連して出てくるわけでありまして、そういうものをどういふ測定単位で見るとかというになると、非常にむずかしいのであります。一定の基準がございませうれば、私もはつきりした形で見たいと思つておられます。今のところいろいろ検討しておりますが、なかなかいい標準がないのであります。そこでやむを得ず特別交付税の中で、数字にまらざるをつけてやっております。これが実情であります。

○門司委員 なるほど取れないものは取れないとして見れば、それでいいかもしれないが、そのことによつて地方自治体のこうむつておられます被害というものはかなり大きい。もし必要があるならば、きわめて詳細な資料を私の方から出してよろしうございませうか、神奈川県における昭和二十五年くらいから昭和二十九年までの、固あるいはその他の団体に何ら關係しないと思はれる渉外活動としての県の持ち出し分は、約二十億でございます。十九億四、五千万円でございます。それを二百種類ぐらゐにこまかく分けて調べたものが、私のところにあります。これはやはり、県がそれだけ出しておりましたら、横須賀も出しておりましたら、横須賀も出しておりましたら、これがためにのおおのかなり大きな被害をこうむつておる。それは表面上の固定資産税が取れるか取れないかということとじゃない。いわゆる財政需要がそれだけふくらんで来ているのです。神奈川県には、御承知のように他府県にはない渉外事務局というものがございまして、そこに渉外課があつて、渉外課の中には幾多の人間がおつて仕事をしています。こういうものは今のものさしで、はかれない一つの特殊のケースを持つておられます。これらについては、やはり今までは特別の一つの地方団体

としての取扱いをしておいたと思いが、こういうふうな財政状態が非常に逼迫してくれば、やはりこれを一般の交付税の算定の基礎の中に取り入れて、常時これを見てやるというふうな建前に立つべきだと私は思う。これはやはりどこまで使い分け制度で行くか、やかましく言ってくれば幾らかかげんをしてやってくればなると、どうしても陳情しなければならぬというふうなことになる。現在駐留軍のおりますところは、府県別にして十六ぐらありましようが、こういうものについて、一体交付税の算定の基礎の中に、そういうものを入れるという考え方はないのですか。

○後藤政府委員 交付税の建前といった見れば、全国的な、普遍的な経費を見る建前になっております。特殊なケースの財政需要につきましては、特別交付税でやるという、基本的な考え方はそういう形になっておりますので、どうしてもわずかの団体に関係が、あります分については、やはり特別交付税で見るとい建前になるのであります。その特別交付税で見ます場合に、一定の計算方式で見るとい、ほんとうにうまくできますところの測定の単位がありますれば、私どもはそれをとって行きたいと思っております。また関係の団体に対しても、何か明確な測定単位を作ってもらいたい、そういうことであれば、われわれも考えましようというところで話し合っておりますが、この駐留軍関係の財政需要を見ておきますと、いろいろのものが入っております。われわれが従来考えておらなかった、たとえば補償的なものが

入っております。財政需要と申しませんが、従来の交付税の観念の中へ入れていないような財政需要ももちろん入っております。それから駐留軍のおりますところによって市町村の財政需要のあり方が違っております。非常に異なったものがありますので、なかなか統一したものができないのであります。何とかいたしまして統一的な測定単位を探し出して、公平につけるようにいたしたいと考えておるのであります。

○門司委員 もう一つ、もとへ戻りますが、大臣の説明の中に、例の都市化の程度というふうな言葉が使われておりますので、この機会に、もう一べん聞いておきたいと思っております。

この税は明らかに地方の赤字といいますが、不足分を補う補完的の役目をするに今日使われておいて、調整財源であることに間違いはない。しかし本来の姿からいならば調整財源だけであってはならないのではないか。もし大臣がここで御説明になっておられますようなことをお考えであるならば、当然おのおの自治体の伸びというものを一応見る必要がありはしないか、いわゆる文化的に向上しておるか、向上の度合いというものをみていく必要があるのではないか。そういったこと、人口団体等による基準がおのずから変わって、今自治庁がしております計数等についても、そういうことが十分加味されて配分されるべきではないかと私は思います。そこで、そういう問題について自治庁は、都市のあるいは自治体の都市化というか、発展性に伴う財政規模というものが大きくなって参りますので、

それらに対する勘案もしなければ、ただ単に調整財源だけの役目をして、この税に果させるということは一—実際の姿は今調整財源という形をとっておりますが、国から見た地方の自主財源としてこれが取り扱われるということになる、やはりそれぞれ自治体の財政とあるものも、そこに加味していく必要があるのではないか。従ってその配分方法についても、かつての配付税のような形で配付できないとするならば、この基準財政需要額の中に、基準財政を測定する単位の中に、ある程度そういうものが織り込まれてしかるべきではないかというように私は考えるのであります。この点に対するお考えがあるならばお答えを願いたいと思っております。

○後藤政府委員 先ほども申しましたように、私どもは都市化の程度によりまして、二十段階の都市に区分しておるわけでありまして、その中に見ます財政需要は必ずしも十分には見えていないかもしれません。しかしこれは市町村全体の財政需要と、府県を合せての財政需要の現在の見方そのもの、政府で保証いたします最小限度の標準的な経費という考え方に立っております関係から、現実の財政需要とは合っておりませんのであります。これは交付税の総量が関係がありますので、総量がふえた場合に逐次都市化の程度の現実に近づいていきたいと思います。かように考えておるのであります。そういう方式をもって逐次都市化の程度の差を、もう少し財政需要の上に表わしていきうような方式を考えておるのであります。そういうことすれば、おっしゃいますように、現

実の財政需要に漸次近づいていくということにはほしくないかと思っております。

○門司委員 地方財政法と地方財政再建の問題について、一つだけ大臣に聞いておきたいのであります。これは例の国庫負担金あるいは補助金等の関係でございますが、これが先ほどからしばしば議論になっておりましたが、実態は各都道府県、それから市町村に参ります場合に、非常に時期はずれになって参ります。地方財政法の十九条にはそういうことをしてはならないと、はつきり書いてある。とにかく年度内に使用した場合に遅滞なく支出せよと書いてある。地方財政法の十九条にはそういうことを規定いたしておりますが、実際は年度を越えておられます。実例をあげよと言われれば実例をあげてもよろしゅうございしますが、ここに東大教授の鶴岡信成氏を中心とした実態調査報告書が参っております。東大のこれに関する学者諸君の検討した書類を讀んでみますと書いてあります。はなはだしい例は、会計年度を越えて、五月を越えて六月ごろになって、前年度の補助金が行っております。こういうことはやはり地方自治体の赤字の一つの原因なのです。地方財政法にそう書いてあっても、実行されなくてはどうにもならない。書いてあるからいいいというのではなくて、実行される方法はないか。問題は、国あるいは府県にいたしまして、補助金というものは、その事業が完成して支払うものであるから、基礎的の計数がはつきりしてこないと出せない、だからお前の方でお願いしているのだというふうなことを、しばしば言われるのであります。

す。実際町村はこういう目にあっております。法律的に何か改正する必要があるのではないか。また改正すればできるのではないか。たとえば概算払いもできるというふうなものの中にこれを入れていくか、あるいは分割払いで完全に行われるということにしているか、進行程度に応じて逐次支払いができるようにしていくか、地方財政法の十九条が空文にならないで、地方に迷惑をかけないようにすることが法律的にできると思いますが、こういうことをお考えになっていただけますか、この際大臣に聞いておきたいのであります。

○太田国務大臣 その前に先ほど来のお話の標準の地方団体の姿のお話は、私も同じように感じておりました。今の百七十万に及ぶ府県の住民というふうな単位については、やむを得ず人口以外にとるところがないからやっているのでございますが、御趣意の点はなお進んで検討したいと思っております。

第二の点は、早く出すべきことは当然のことでございます。ただこの一、二年來暫定予算を作る関係から大へんおくれ参りましたことは、まことに法律の趣意からいってよいけないことだと思っております。少くとも今年に關しましては、地方財政法上の規則を變えるということでもなくとも、御趣意に沿うようになさるべく早く補助金を出すようにいたしたいと思っております。

○門司委員 私は今の大官のお言葉を返すようですが、御趣意に沿うと言いましても、何とか解決をしなければならぬことなのです。府県では一つの事業は完成しなければいけないのだという考え方を強く持っております。そ

れから統計が集まらなければ分配がで
きないというような考え方を強く持っ
ております。そこで国がかりに適当な
時期に出しておりましたが、それが末
端の市町村に行く場合にこういう結果
が出てくる。だからその間の調整は、
私は法律の中に概算払いができるとか
なんとかがということが明確になっておれ
ば救われると思う。

もう一つ悪いのは、市町村にあまり
早く補助金をやると、その補助金をそ
の目的に使わないで、ほかへ使う危険
性があるからというものの考え方があ
ると思う。そういうことがかりにあつ
たといつても、事業をやつてい
るこれが事実であるならば、その事業
に差しつかえないように府県から末
端の市町村に、ということは規則でも
よければ、何か自治庁からの通達、そ
れは会計の問題であるからあるいはで
きないかもしれませんが、政令で分割
払いができるようにしてもらわないと、
財政法の十九条には、国は支払いを
おくらせていかぬということがはつき
り書いてある。だから一つそういうこ
とだけでなくて、何とかはっきりした
処置をとるといふことにしていただき
たいと思うのです。

○太田国務大臣 これは各省にもわた
ることでございますし、また法律なり
規則をどう変えようとも、心がまえが
一番大きな問題と思えますから、さし
あたりはその方面におきまして遺憾な
きを期するようにしたいと思います。
○大矢委員長 それでは午前の会議は
この程度にして、暫時休憩いたし
ます。

午後一時十一分休憩
↓
〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和三十一年四月十七日印刷

昭和三十一年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局